教育振興基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領

第１　設置

教育振興基本計画策定支援業務委託について、委託業者を適正に決定するため、教育振興基本計画策定支援業務委託審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

(１)　受託候補者の審査に関すること。

(２)　提案書等の審査に関すること。

(３)　その他受託候補者選定に関して、審査委員会が必要と認めた事項

第３　構成

　審査委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

なお、委員長は学校教育課長を、副委員長は、学校給食課長をもって充てる。

第４　委員長及び副委員長の職務

(１)　委員長は、審査会を主宰し会議の議長となる。

(２)　委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第５　委員の任期及び審査会の設置期間

　委員の任期及び審査会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

第６　会議

(１)　審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(２)　審査会の会議は、委員の３分の２以上の出席を必要とする。

(３)　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第７　関係者の出席

　委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第８　守秘義務

　　委員は審査会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

第９　庶務

審査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第10　委任

　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 役　職 | 職　名 |
| 委員長 | 教育委員会事務局　学校教育課長 |
| 副委員長 | 教育委員会事務局　学校給食課長 |
| 委員 | 教育委員会事務局　生涯学習課長 |
| 委員 | 教育委員会事務局　文化課長 |
| 委員 | 教育委員会事務局　子ども家庭支援課長 |
| 委員 | 教育委員会事務局　こども園幼稚園課長 |